

令和8年度クロスメディアを活用した若年層向け情報発信事業業務委託 公募型プロポーザル 質問と回答

No.	事項	質問	回答
1	募集要項「1業務内容に関する事項(2)」及び仕様書「2目的」	「市政情報に興味関心が薄い若年層」とありますが、そのように考えられる理由は何でしょうか。	令和6年度に実施した「情報発信に関する調査」において「市政情報を必要としていない」と回答した割合が18～29歳で最も高く、次いで30～39歳が高いという結果からです。 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000653503.html">https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000653503.html</a>
2	仕様書「4業務内容(1)」	ターゲット及びメインターゲットを設定された背景や意図をお伺いしたいです。	No.1の回答のとおり、「市政情報を必要としていない」と回答した割合が高くなっていますが、仕様書「2目的」のとおり、ライフイベント以外にも設定したターゲット層に向けた行政の取組が多数あることから、その認知向上等を図るものです。
3	仕様書「4業務内容(1)」	「短時間」について具体的な長さのイメージはありますでしょうか。	ございません。ターゲットの実態とニーズ及び発信媒体に合わせた最も効果的な時間をご提案ください。
4	仕様書「4業務内容(1)」	「本市重点施策(想定テーマ)」を選定された背景は意図をお伺いしたいです。	必然的に行政と接点をもつライフイベント以外で、ターゲットが接する可能性が高い本市施策として想定しています。

No.	事項	質問	回答
5	仕様書「4業務内容(2)」	情報発信について、想定されている時期はあるのでしょうか？	想定している時期はございません。広報の実施後の効果検証にかかる期間を考慮したうえで、本事業の目的・ターゲット等を踏まえ情報発信に最適な時期を含めたスケジュールをご提案ください。
6	仕様書「4業務内容(2)」	ユーチューバーやVチューバーを起用する場合、スーパーチャットなどのいわゆる投げ銭に関しては、担務するユーチューバーやVチューバーに帰属させることは可能でしょうか？	スーパーチャットなどのいわゆる投げ銭に関しては、想定しておりません。
7	仕様書「4業務内容(2)」	提案書の基本骨子は別として、広報コンテンツの作成など、コンテンツの内容については複数案することは可能でしょうか？	可能です。
8	仕様書「4業務内容(2)」	LP制作に際し、準拠すべきアクセシビリティガイドライン等がありますでしょうか。	ございます。下記をご確認ください。 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/main/site_policy/0000000143.html">https://www.city.osaka.lg.jp/main/site_policy/0000000143.html</a>
9	仕様書「4業務内容(3)」	仕様書の項目4(3) KPI設定および効果検証について、効果検証とは調査を含まない認識でよいでしょうか。実施した広告のリーチ度(閲覧回数・視聴者層等)などをご報告する認識でよいでしょうか。それともお示しいただいた「民間ネット調査『情報発信に関する調査(令和7年2月実施)』」のような調査まで求められますでしょうか。	調査は必須ではありませんが、効果検証は今後の本市の広報展開にとって有益な対策を提示するためのものであるため、仕様書に記載のとおり、事前に本市と十分な打合せを行っていただきます。 なお、本プロポーザルの審査項目の着眼点のひとつとして「有効な効果測定方法を提案できているか」について評価対象となっております。

No.	事項	質問	回答
10	仕様書「4 業務内容（3）」	「評価指標（参考）」に記載の2項目について、現時点での数値はどのようになりますでしょうか。	<p>令和6年度に実施した「情報発信に関する調査」の結果をご確認ください。  <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000653503.html">https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000653503.html</a></p> <p>本調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「本事業において取り上げる重点施策情報に接したことがあり、理解できている市民の割合」は、「調査報告書」5ページの問3、「接したことがあり、内容についても十分理解できている」「ある程度理解できている」の結果を合わせた34.1%</li> <li>・「必要とする市政情報が得られている市民の割合」は、「調査報告書」3ページの問2、「十分」「ある程度得られている」の結果を合わせた64.5%という結果となっております。</li> </ul>
11	仕様書「4 業務内容（3）」	インターネット調査は施策への接触有無を問わず、市民全体から無作為に抽出して実施されているのでしょうか。	施策への接触有無は問いませんが、民間調査会社に登録するインターネットアンケートモニターのうち、市内に居住する方を対象に実施しております。
12	仕様書「6 留意事項（1）」	広報コンテンツの制作にあたり、タレント・インフルエンサー・Vチューバーなどを出演させる場合、出演者や事務所が肖像権など有すると思いますが、そうした権利処理も、仕様書の項目6（1）著作権の帰属に記載のように「譲渡が難しいものが含まれる場合はプロポーザルの段階で大阪市様の上承を得る」と同様の扱いでよろしいでしょうか。つまり、提案段階で出演条件を記載させていただくということでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	事項	質問	回答
13	該当部分なし	過去に同様の事業を実施されていらっしゃいましたら、内容をお教えいただけますでしょうか。	<p>令和7年度は本事業を「重点施策にかかる戦略的な情報発信事業」として実施しております。</p> <p>下記の特設サイトを作成し、同ビジュアルでのWEB広告や交通広告、デジタルサイネージの活用等により情報発信を行っております。</p> <p><a href="https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu010/osakajin2025/">https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu010/osakajin2025/</a></p>